

令和2年度児童扶養手当の手当額の改定について

児童扶養手当法に基づき、次のとおり改定されました。

児童扶養手当		3月分まで	4月分以降
本 体 額	全部支給	42,910円	43,160円
	一部支給	42,900円～10,120円の範囲で所得に応じて決定	43,150円～10,180円の範囲で所得に応じて決定
第 2 子 加 算 額	全部支給	10,140円	10,190円
	一部支給	10,130円～5,070円の範囲で所得に応じて決定	10,180円～5,100円の範囲で所得に応じて決定
第3子以降加算額	全部支給	6,080円	6,110円
	一部支給	6,070円～3,040円の範囲で所得に応じて決定	6,100円～3,060円の範囲で所得に応じて決定

※支給月は、5・7・9・11・1・3月です。

☎ 子育て支援課(内線2512)
各総合支所保健福祉課

家庭の経済的な理由から支援が必要であると認められる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を支給する制度です。

対象
○保護者の世帯全体が次のいずれかに該当し、経済的な支援を必要としている世帯

小・中学生対象の就学援助制度



- ・生活保護を停止または廃止された
 - ・市民税が非課税または減免されている
 - ・固定資産税や個人事業税が減免されている
 - ・国民年金の保険料の減免を受けている
 - ・国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
 - ・児童扶養手当の支給を受けている
 - ・生活福祉資金の貸し付けを受けている
 - ・世帯員全員の合計収入が著しく低いなどの事情がある
- 東日本大震災により被災し、次のいずれかに該当する経済的な支援を必要としている世帯
- ・家屋が半壊以上の被害を受けた
 - ・原子力発電所の事故から避難してきた
 - ・解雇などにより著しく収入が減っている

難聴児補聴器助成事業



身体障害者手帳の交付対象外である中度・軽度の難聴児に対し、補聴器の装用による脳の発達や言語の早期習得の促進のため、補聴器購入などの費用を助成します。

また、過去に交付決定を受けたことのある難聴児の補聴器は、修理費用も4月1日(水)から助成対象となります。

交付内容
・市民税課税世帯は基準額の9割
・市民税非課税世帯および生活保護世帯は基準額全額

対象
市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児

☎ 障害福祉課
(内線2475)
各総合支所保健福祉課

転出・転入される児童生徒の保護者の皆さんへ

※申し込み方法などは問い合わせください。

☎ 各小・中学校
市教育総務課
(内線5017)

転出する方
転出前の学校で発行された在学証明書などの関係書類を、転出先の小・中学校または教育委員会へ提出してください。

転入した方
転入手続きをすると入学通知書が発行されますので、新しい学校へ提出してください。ただし、新一年生(入学前)は手続きが必要ですので、教育総務課にお越しください。

☎ 教育総務課
(内線5018)

介護保険料(仮算定)納入通知書をお届けします

令和2年4月1日時点の世帯の状況、平成30年分の所得(平成31年分の所得が未確定のため)などに基づき、介護保険料を計算(仮算定)し、4月中旬に令和2年度納入通知を送付します。※年金から天引きされている方を除く

☎ 介護保険課
(内線2445)
各総合支所保健福祉課

介護予防サロン活動へ助成します

集会所などで高齢者などを対象に体操や趣味などの交流の場を提供する個人や団体に補助金を助成します。

☎ 地域介護予防活動支援事業
対象 65歳以上の方
実施回数 月2回以上
助成金額 1回当たり10,000円(上限月額10,000円)

☎ 通所型サービス支援事業
対象 要支援者など
実施回数 週1回以上
助成金額 要支援者など一人あたり1回1,000円(上限月額50,000円)

※それぞれ1回あたり2時間程度、6カ月以上継続で参加者が5人以上であることが条件です。
※詳しくはホームページまたは問い合わせください。

☎ 介護保険課
(内線2437)
各総合支所保健福祉課
各地域包括支援センター



水洗便所等改造資金融資あっせん制度

下水道処理区域内に在住の方で、排水設備工事を施

工する個人に、融資あっせんを行っています。

対象
一般住宅
1戸あたり100万円の範囲内で工事費の全額、もしくは一部
貸家・アパート
戸数に100万円を乗じた額、または工事費のいずれか低い額
利子 無利子
(市が全額負担)
償還方法 毎月、元金の均等償還となります。償還回数は借入金額に応じ、18回～60回に分割されます。

保証人の条件
・市内在住の方で、市県民税(所得割)を納付している方
・貸家、アパートで融資額100万円を超える場合は2人

取り扱い金融機関 市内の出納取扱金融機関および収納取扱金融機関
※詳しくは問い合わせください。

☎ 下水道管理課
(内線5688)

国民健康保険加入の皆さん 簡易申告はお済みですか?

国民健康保険に加入している世帯は、所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

世帯主と国保に加入している世帯員の合算所得が基準を下回る場合、保険料が軽減される制度がありますので、次のような方で住民税申告をしていない場合は必ず簡易申告をしてください。

☎ 保険年金課
(内線2336)
各総合支所市民生活課



国民健康保険税の納税通知書をお届けします

国民健康保険に加入している世帯の世帯主へ、4月中旬に仮算定分の納税通知書(第1期、第3期の暫定賦課)を送付します。

また、第4期、第10期の保険税の納税通知書(確定賦課)は、7月中旬に送付します。

ただし、4月1日(水)以後に加入の届け出をした方には、4月に納税通知書は送付しません。

納税通知書が届かない場合は、問い合わせください。

※仮算定額は、平成31年度の保険税を基に、確定賦課は令和元年中の所得金額に基づいて算定されます。

☎ 保険年金課
(内線2336)
各総合支所市民生活課

湊地区コミュニティ広場を利用してみませんか

湊地区コミュニティ広場(旧湊第二小学校校庭)35番(旧湊第二小学校校庭)を利用してみませんか

申込開始 4月6日(月)午前9時
利用開始 4月18日(土)
利用時間 午前9時～午後5時
料金 一般2,000円、大

令和2年度障害者社会参加促進事業・自発的活動支援事業の補助金申請

障害のある方が自立した日常生活および社会生活が営むことができるよう社会参加活動や地域における自発的な活動を支援する団体などに補助金を交付しています。

補助対象要件			補助上限額
事業内容	参加人数	対象団体	
社会参加促進事業 ・障害者等スポーツ大会 ・障害者等レクリエーション大会など	15人以上 (障害者などの人数)	・市内の障害者などの団体 ・市内に活動拠点がある障害者などの支援団体	参加人数により 50,000円～ 100,000円
自発的活動支援事業 ・地域での障害者などの災害対策活動や見守り活動 ・ボランティア養成などの活動 ・障害者やその家族の情報交換ができる交流活動 ・権利や自立のために社会に働きかける活動 ・障害者などや地域住民が自発的に行う活動	6人以上 (支援者、ボランティアなど) 6人以上 (3人以上の障害者と支援者、ボランティアなど)	対象事業を実施する市内の団体またはグループ (福祉サービスを提供する法人を除く)	30,000円

- この補助金交付事業は、障害者総合支援法により定められた地域生活支援事業として実施するものです。
※障害者施設などを運営する法人が施設内で実施する行事などは、対象外です。
 - 申請期限は5月末です。詳しくは、問い合わせください。
- ☎ 障害福祉課(内線2483)

学生1,500円、高校生1,000円、中学生以下500円

※1団体の1時間あたりの金額

申込方法 電話で予約状況を確認の上、利用する3日前までに窓口へ申請書と利用料金を持参してください。

☎ 体育振興課
2516471



東日本大震災被災者住宅 再建事業補助金の相談

被災証明書が半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修)をした、または、予定している世帯で、加算支援金以外の補助金を申請していない世帯は、早めにご相談ください。

申請期限

令和3年2月15日
生活再建支援課
(内線4766)

被災者生活再建支援制度 手続きはお済みですか

東日本大震災で被災された未申請世帯は早めの申請をお願いします。

申請期限

令和3年4月10日
支給対象 被災証明書が大規模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)の契約が済んでいる世帯 ※賃借は公営住宅を除く。 ※申請、受給済みの世帯の方は申請できません。

申請期限
令和3年4月10日

支給対象 被災証明書が大規模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)の契約が済んでいる世帯 ※賃借は公営住宅を除く。 ※申請、受給済みの世帯の方は申請できません。

令和元年東日本台風に伴う被災 家屋などの解体・撤去申請受付

対象 被災証明で、半壊以上の判定を受けた家屋などの所有者および中小企業法第2条に規定する中小企業事業者

対象範囲

- 1 住宅・併用住宅(居宅と店舗など)、事務所などの上屋
- 2 住宅・併用住宅、事務所などの基礎(基礎くいは対象外)
- 3 浄化槽(みなし浄化槽

含む)・汲み取り式便槽(住宅などと一体的に解体する場合のみ対象) 必要書類 7月31日(金)

被災家屋等解体申請書

印鑑登録証明書

身分を証明できるもの

被災証明書の写し

令和元年10月14日以降に発行された登記事項全部証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明)

建物配置図

建物などの被災状況がわかる写真

申請期限

令和3年3月31日

各総合支所市民生活課

企業団給水課

(内線3372)

09516707

震災移転再建時に水道 加入金が免除されます

震災で住居などを移転再

建する方の負担軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

対象 給水区域内(石巻市・東松島市内)で、震災により住居などが被災した方で、移転再建する際に、新たな給水装置を設置すると同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※建売住宅や中古住宅など、すでに加入手続き済みは、免除の対象外です。

申請期限

令和3年3月31日

各総合支所市民生活課

企業団給水課

(内線3372)

09516707

上下水道の手続きは お早めに

使用中の「水道使用水量等のお知らせ(検針票)」を確認し、早めにご連絡ください。

使用開始の手続き

「水道をご利用されるお客様へ」の「お客様番号」を確認し、使用開始の5日前までにご連絡ください。

なお、水道料金と下水道使用料は、合算で請求を行っています。

申請期限

令和3年3月31日

各総合支所市民生活課

企業団給水課

(内線3372)

09516707

空き家の管理に関する 条例を制定しました

適切な管理が行われていない空き家などが年々増加し、地域住民の生活環境に影響を及ぼしています。

市民の生命、身体および財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図るため「石巻市空家等の適切な管理に関する条例」を4月1日から施行します。

条例の主な内容として、市や所有者などの責務、空家等対策計画の策定や適切な管理が行われていない空き家などに対する措置について定めています。

個人の財産である空き家などは所有者の責任において適切に管理しましょう。

※詳しくはホームページをご覧ください。

地域互助活動促進 事業助成金

市民主体の団体が行う日常生活上の助け合い活動に対し、助成金を交付します。

対象 市内に活動の拠点を置く次の団体

・市民主体で、構成員が5人以上

・会則、規約などを有する

対象事業および助成限度額

・送迎支援 通院、社会参加などで交通手段に困っている高齢者、障害者などの車両による送迎

・買物支援 生活物資の調達に困難で、支援が必要な方への互助的な支援

年額6万円

申請方法

ホームページまたは窓口で配布する申請書に必要書類を添えて、直接申し込みください。

※助成対象団体の設立、活動のサポートを実施します。事前にご相談ください。

申請期限

令和3年3月31日

各総合支所保健福祉課

(内線2573)

09516707

「住まいの復興給付金」申請相談会

東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入、または補修(工事が税抜き100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当(建築・購入で消費税率8%の場合、最大約90万円、消費税率10%の場合、最大約150万円)の給付が受けられる制度です。

※申請は、住宅の引渡日から1年以内に行ってください。

(令和3年12月31日までに引き渡された住宅が対象)

※次の場合は申請対象外です。

被災時に住宅を所有していなかった場合/賃貸にお住まいだった場合/消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行っている場合

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など

※会場では申請書の提出はできません。

とき	ところ
4月15日(水)	午前10時~午後4時 市役所5階市民サロン前
5月17日(日)	

住宅金融支援機構お客様コールセンター
0120-086-353 (通話無料) 午前9時~午後5時(祝日を除く)
市生活再建支援課 (内線3965)

住みよい街づくり願う

昨年4月から1年間、納税課で納税相談のほか、滞納者の財産調査や差し押さえなどの滞納処分を担当してきました。できるだけ専門的な用語は使わずに分かりやすい言葉で話すように心がけています。

丸亀から最初に応援に来た同期の職員から話を聞き、少しでも被災地のお役に立ちたいと応募しました。方言が分からず戸惑うこともありましたが、周囲の皆さんのお力添えで楽しく働



納税課 田村 涼さん(29)
香川県丸亀市から派遣

きました。

石巻は、海の幸が豊かな所です。瀬戸内海とは違う魚種があり、特に初めて食べたホヤやメヒカリが新鮮でおいしくて、鯨肉も好物になりました。

休みの日には、復興の現場に出掛けることもあります。雄勝の長く長い防潮堤を見たときは驚き圧倒されました。

丸亀に戻った後もこの貴重な体験を周囲の人たちに伝え、石巻が震災前以上に住みやすく活気のある街になることを願っています。

防災「合言葉」受賞作品

大きな声で避難の指示を
自分のために みんなのために
石巻中学校3年 遠藤 虹
「津波」だと 呼び掛け避難 高台へ
北上中学校2年 阿部 伊織

学校安全推進課(内線5082) 平成30年度石巻市学校防災推進会議

防災ラジオテスト放送

4月10日(金)午後3時ごろ
空間放射線量
2月の測定結果

除染などが必要となる空間放射線量は、毎時0.23μSv/hと定められています。市内において放射線量の測定を行った結果、測定地点の全てで、健康に影響を与えるような数値は検出されませんでしたのでご安心ください。

測定箇所	測定結果	測定期間
市立小学校、市立中学校、市立高等学校 (敷地)	0.07~0.09	2/4~2/25
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園 (敷地)	0.04~0.08	2/3~2/25
公共施設等 (ホットスポット調査)	0.06~0.09	2/3~2/25
牡鹿地区集落	0.06~0.13	2/4~2/18

※住民持ち込みによる食品などの放射性物質の簡易検査および空間放射線量測定器の貸し出しを行っています。

環境課(内線3366)

固定資産税・都市計画税のお知らせ

課税台帳の閲覧および縦覧帳簿による縦覧

市内に資産(土地・家屋・償却資産)を所有する本人や同居する家族は、4月1日(水)から所有する資産の課税標準額などを閲覧することができま

また、納税者の方は、本人所有以外の市内に所在する土地や家屋の評価額を4月1日(水)～6月1日(月)の縦覧期間内に縦覧することができま

路線価の公開

宅地の価格評価の基準となる路線価と標準宅地の位置を4月1日(水)から窓口で閲覧できます。また、資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」で閲覧することも

閲覧・縦覧場所

資産税課・各総合支所市民生活課・各支所 ※路線価は、総合支所は各管内分、各支所は本庁分を備え付けています。

手数料

課税台帳の閲覧 1件につき300円 ※縦覧期間中に令和2年度分の課税台帳を閲覧する場合は無料

縦覧帳簿による縦覧

無料 ※閲覧、縦覧の際は身分証明書をお持ちください。代理の場合は委任状が必要

合の委任状は不要です。法人で社員の方が閲覧や縦覧をする場合は代表者の委任状が必要です。

証明書の交付時期

令和2年度分の評価証明書は4月1日(水)から、公課証明書は5月1日(金)から交付します(本庁の交付は市民税課で行います)。

資産税課

(内線3117)

法人市民税の申告と納付について

市内に事務所や事業所がある法人(NPO法人や公益法人を含む)は、利益の有無にかかわらず、法人市民税の申告、納付が必要です。税務署や県税事務所へ申告するときは、忘れずに市へも申告をしてください。

なお、収益事業を行わない公益法人などは、4月30日(木)までに、事業報告書などの必要書類と申請書を提出してください。

市民税課

(内線3099)

事業所新設などで電気料金を補助します

平成31年4月1日以降、市内に事業所などを新設または増設したことで電力会社との契約電力が増加し、かつ雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加した場合、電気料金の一部を補助します(原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業、通称F補助金)。

補助対象 令和元年10月1日～令和2年3月31日の支払い分 対象区域 旧石巻市、旧河内町、旧雄勝町、旧牡鹿町

募集時期 4月上旬～中旬 ※業種などの要件がありますので、詳しくは問い合わせください。

興センター (一財)電源地域振興センター

03-6372-7307 市産業推進課 (内線3544)

奨学金の返還を支援します

医療・介護・福祉専門職の人材確保のため、奨学金返還の一部を助成します。対象 次の要件を全て満たす方

市内に住所を有する方 奨学金の貸与を受けて大学、短大または専門学校を修学した方 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または保育士の資格を有する方

平成28年4月1日以降に市内の事業所に正規雇用された方(公務員を除く) 現在、奨学金の返還をしている方または申請年度内に返還を開始する方

奨学金の返還および市税に滞納がない方 暴力団員などでない方 助成金額 申請年度内の奨学金返還額(上限20万円)

助成期間 最長3年間 申込方法 申請書と必要書類を窓口へ持参してください。

申込期間 4月1日(水)～30日(木) ※詳しくはホームページをご覧ください。

保育士の方 子ども保育課 (内線2527) 保育士以外の方 包括ケア推進室 (内線2573)

保育士を支援します

保育士資格を持ち、市内私立認可保育施設に保育士

として新たに勤務する方へ補助金を交付します。補助金額 最大30万円

窓口に延長します

4月1日(水)～3日(金)午後7時まで 4月4日(土)午前9時～午後5時

4月5日(日)は、休日窓口開庁を行っています。 ※各支所・総合支所は延長・休日開庁を行いません。

対象業務 住民票、戸籍証明書、印鑑証明書の発行、印鑑登録、住所異動届など

※税証明書、電子証明書、マイナンバーに関する手続き、マイナンバーカード・住基カードを使用した転入届、臨時運行許可(仮ナンバー)申請、原動機付自転車などの廃止・登録はできません。

※他市町村・他機関に確認の必要がある場合など、手続きができないこともあります。

※戸籍届出は、夜間・休日窓口をご利用ください。

市民課(内線2319)

環境課(内線3364)・各総合支所市民生活課

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに!! 4月10日(金)から狂犬病予防注射(集合注射)が始まります!

登録している方には、3月下旬に実施通知(はがき)を送付していますので、通知持参の上、お近くの会場にお越しください(登録しているのに実施通知が届かなかった方は、問い合わせください)。

※期間中に登録または注射を受けることができない方は、個別に動物病院などで必ず行ってください。その際は、登録料・注射料のほかに診察料などが加算されます。また、犬の体調が不安定な場合は、獣医師と相談の上、注射してください。

集合注射料金 3,150円

(内訳 注射料2,600円、注射済票交付手数料550円) ※未登録の方 注射料金3,150円のほかに、登録料3,000円が加算されます。

Table with columns: 月日, 地区, 受付会場, 時間. Lists vaccination sites for various districts like 稲井, 蛇田, 稲井, 中央下釜, 湊波, 渡波, 二俣, 大谷地.

Table with columns: 月日, 地区, 受付会場, 時間. Lists vaccination sites for districts like 飯野川, 大谷地, 雄勝, 大川, 二俣, 鹿又, 須江, 北村.

Table with columns: 月日, 地区, 受付会場, 時間. Lists vaccination sites for districts like 北村, 和瀨, 太田, 檜崎, 永井, 寺崎, 高須, 給人, 新田, 吉浜, 橋浦, 長尾, 女川, 相川, 十八成, 大原, 谷川, 寄磯, 荻浜, 鮎川, 長瀬, 網地.

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱などの症状がある方は参加を自粛し、後日動物病院で接種してください。会場にはたくさんのワンちゃんが集まります。首輪が抜けてしまわないか確認後、リードを必ず付けるようにしてください。また、フンの始末は飼い主が責任を持って行ってください。